マイナポイント事業に関するICOCAポイントサービス特約

(目的)

第1条 この特約は、国が推進するマイナポイント事業(以下「本事業」といいます。)に関して、西日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が発行するICカード乗車券(以下「ICOCA乗車券」といいます。)の利用者に対して提供するマイナポイントの付与に関わるサービス(以下「本サービス」といいます。)の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上及び国が推進するマイナンバーカードの普及を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- **第2条** 本サービスの内容及び適用条件等については、国が定める「マイナポイント利用規約」 及びこの特約の定めるところによります。
- 2 この特約に定めのない事項については、法令及び「I Cカード乗車券取扱約款(平成 15 年 10 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 19 号)。以下「I C約款」といいます。」「I COCA電子マネー取扱約款(平成 17 年 9 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 17 号)」「スマート I CO CA会員規約」「モバイルデバイスにおける I COCA利用規約」「I COCAポイントサービス規約」等の定めるところによります。
- 3 「ICOCAポイントサービス規約」は、2023年3月7日より「WESTER ポイント(チャージ専用)規約」に名称が変更となり、2023年3月7日より、「ICOCAポイントサービス規約」に代わり、「WESTER ポイント(チャージ専用)規約」が前項の定めの適用となります。

(本サービスの登録手続き)

- 第3条 本サービスは、次項に定める本サービスの登録手続きの前日までに、「ICOCAポイントサービス規約」(2023年3月7日以降は、「WESTERポイント(チャージ専用)規約」。以下同じ。)第4条に定めるICOCAポイントサービス(2023年3月7日以降は、WESTERポイント(チャージ専用)サービス。以下同じ。)に係る利用登録を完了したICOCA乗車券が対象です。
- 2 利用者は、この特約及び国が定める「マイナポイント利用規約」に同意のうえ、国及び本 事業を運営する事務局(以下、「国等」といいます。)が指定する方法でマイナポイントの予 約、申込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスとして前項のICOCA乗車券の登録 を完了することで、本サービスの提供を受けることができます。
- **3** 前項により本サービスの登録手続きが完了した場合は、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。

(マイナポイントの付与)

第4条 前条第2項に定める本サービスの登録手続きを行ったICOCA乗車券に対して、第7条第2項に定める期間中(以下、「対象期間」といい、2023年5月26日に施行する本特約の改正日前に本サービスの登録を行った場合であっても、特約改正後に定める対象期間とします。)に、IC約款第15条第1項及び第2項に定めるチャージ、「スマートICOCA会員規約」第13条第1項第1号及び第2号に定めるチャージ又は「モバイルデバイスにおけるI

- COCA利用規」約第9条第1項に定めるチャージを行うことで、マイナポイントを付与します。ただし、一部マイナポイント付与の対象とならないチャージがあります。
- **2** マイナポイントは、対象期間における前項に定めるチャージの合計額が 20,000 円に達した場合、5,000 ポイント付与します。
- **3** 前項によらず、対象期間における第1項に定めるチャージの合計額が20,000円に満たなかった場合は、チャージの合計額の25%分のマイナポイントを付与します。この場合、小数点以下は切り捨てるものとします。
- **4** マイナポイントは、I C O C A ポイント (2023 年 3 月 7 日以降は、WESTER ポイント (チャージ専用)。以下同じ。) として付与します。
- 5 マイナポイントは、第1項に定めるチャージの合計額が20,000円に達した月の翌月中に付与します。ただし、第3項による場合は、対象期間終了月の翌月中に付与します。
- 6 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、マイナポイントの付与時期は変更 となる場合があります。
- 7 第三者によるマイキーID 又は対象キャッシュレス決済サービスの登録が行われた場合及 び利用者がマイキーID の登録又は対象キャッシュレス決済サービスの登録において誤った 情報を登録した他、登録手続きの不備があった場合において、当社及び国等は、当該利用者 に対してマイナポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任を負いませ ん。

(付与の上限)

第5条 マイナポイントの付与は、利用者1人に対して5,000円相当額分を上限とします。

(マイナポイントの確認)

- 第6条 利用者は、付与されたマイナポイントを、「ICOCAポイントサービス規約」第 11 条に定める方法により、確認することができます。この場合、付与されたマイナポイントは、「ポイント数(その他)」の項に、本サービスの他の事由により対象 ICOCA乗車券に付与される ICOCAポイントと合算されて表示又は印字されます。
- 2 利用者は、第4条第5項に定めるマイナポイントの付与までの間、「ICOCAポイント問い合わせダイヤル」(2023年3月1日以降は「ICOCAマイナポイント問い合わせダイヤル」)に電話で問い合わせることで、問合せ時点におけるマイナポイントのポイント数を確認することができます。
- 3 第1項によらず、2023 年5月以降は、付与されたマイナポイントは、「ポイント数(その他)」の項に、本サービスの他の事由により対象 I COCA乗車券に付与される、「WESTER ポイント規約」に定める WESTER ポイント及び WESTER ポイント (チャージ専用) と合算されて表示又は印字されます。

(本サービスの登録手続き期間・対象期間)

第7条 第3条第2項に定める登録手続きを行うことができる期間は、2020 年8月7日から 2023 年9月30日までとします。

2 本サービスの対象期間は、第3条第2項に定める登録手続きを完了した日と2020年9月1日のいずれか遅い日から2023年9月30日までとします。

(ICOCA乗車券の払いもどし・引継)

- 第8条 利用者は、第3条第2項に定めるICOCA乗車券の登録手続きを行った後、第4条 第5項に定めるマイナポイントの付与までの間に対象ICOCA乗車券を払いもどした場合、 第4条に定めるマイナポイントの付与を受けることができません。
- 2 第3条第2項に定めるICOCA乗車券の登録手続きを行った後、第4条第5項に定める マイナポイントの付与までの間に対象ICOCA乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行 を行った場合は、本サービスに係るご利用情報を再発行後のICOCA乗車券へ引き継ぎま す。

(不当な取引・その他の禁止事項)

- 第9条 利用者は、国が定める「マイナポイント利用規約」第12条第1項及び第2項に定める 不当な取引等を行ってはならないものとし、この定めに反した場合は、当社は、利用者に対 して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは本サービスの 提供の全部又は一部の制限又は停止をすることがあります。
- 2 前項の場合、当社は、I C約款第 21 条、第 33 条及び「I COCAポイントサービス規約」 第 15 条の定めにより、本サービスの登録手続きを行った I COCA乗車券を無効として回収 します。この場合、対象 I COCA乗車券に付与されている I COCAポイントは無効とな ります。
- 3 不当な取引等やその恐れが生じたこと、本特約や国が定める「マイナポイント利用規約」 等に違反する行為又は利用者の責めに帰すべき事由により、当社、国等及びその他第三者に 損害が生じた場合には、利用者は当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

(マイナポイントの制限又は停止)

- 第10条 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知 又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは本サービスの提供の全部又は 一部の制限又は停止をすることがあります。
 - (1) 当社及び国等が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正ア クセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスの提供 ができない場合
 - (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 本サービスに係るシステム等の点検又は保守作業を行う場合
 - (4) 当社及び国等が、国が定める「マイナポイント利用規約」第9条第1項各号に定める 場合に該当する又は該当するおそれがあると判断した場合
 - (5) その他当社が本サービスの提供の停止又は中断が必要であると判断した場合
 - (6) 国等が本事業の実施を停止又は中断した場合

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社及び国等は、その責めを負いません。 ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重大過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

- 第11条 第三者が利用者のマイキーID 及び暗証番号を利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービスの利用登録は、当該マイキーID に係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による利用等により当該マイキーID に係る本人に損害が発生した場合でも、当社及び国等はその責めを負いません。
- 2 前項による他、当社及び国等の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害 については、当社及び国等はその責めを負いません。

(特約の変更)

- 第12条 当社は、民法 548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本特約を変更することができるものとします。
 - (1) 本特約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本特約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、 変更内容及び変更後の約款の効力発生時期を周知するものとします。

(情報提供)

- 第13条 当社は、第1号に定める目的を達成するために必要な範囲で、第2号に定める個人情報を取り扱います。
 - (1) 利用目的
 - ① 本事業の運営及び本サービスを提供するため
 - ② 不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
 - ③ 本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため
 - ④ 利用者からの問合せ等に対して適切に対応するため
 - ⑤ 国等に対する、本事業の精算業務のため
 - (2) 個人情報の項目
 - ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ② I C O C A 乗車券、 I C O C A ポイントサービスに係る登録情報
 - ③ I COCA乗車券、I COCAポイントサービスに係る利用履歴、ポイント残高等の 利用情報
 - ④ 付与されたマイナポイントの額やその他の本事業及び本サービスに係る利用状況
 - ⑤ 国が定める「マイナポイント利用規約」第13条に基づく調査等により取得した情報
- 2 当社は、国等及びそれらの委託先に対して、本事業及び本サービスの実施、国が定める「マイナポイント利用規約」第12条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項第2号に定める事項について提供することがあります。また、当社は、同目的のために、国等及びそれらの委託先から利用者の個人関連

情報(取引をするための ID 等、マイナポイントの付与履歴等)を取得し、個人データとして利用することがあります。

(特約の有効期間)

第14条 本特約は、第7条に定める本サービスの登録手続き期間、対象期間及びマイナポイントが付与されるまでの期間有効です。ただし、国が定める「マイナポイント利用規約」第11条及び第12条によるマイナポイントの取り消しの他、当社が損失額の請求を当該利用者へ行う場合には、この期間によらず行うことができるものとします。

附則 この改正は2023年5月26日から施行します。